

第2回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年2月17日

開催場所 プラザ西伯 大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 山中 隆 塚田 勝美 梅原 弘誓
松本十三穂 宇田川 弘 磯田 順子 板 秀樹
秦 豊 岡田 昌孫 橋谷 守江 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子

(開会 午前9時)

奥山室長 おはようございます。ただいまから西伯町・会見町合併協議会の第2回目の会議を開催したいと思います。

最初に、会長あいさつということで、坂本町長、お願いいたします。

坂本会長 皆様、おはようございます。第2回目の合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

きょうは早朝から合併協議会御案内いたしましたところ、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。早いもので、1月14日のあの第1回の協議会からはや1カ月が経過をいたしましたのでございます。この間、合併協議会におきましては、1月24日に片山知事さんをお迎えをいたしまして、会見町におきまして市町村合併について御講演をいただいまいったところでございます。片山知事さんには、私たちの合併を是といたしまして、しっかりやってほしいという激励をいただいたのでございます。特に印象に残っておりますのは、市民として考える、いわゆる町民として合併を考える、そういう立場を強調なさいまして、私たちに新しい視点を示唆していただいたというように思っているところでございます。私たちも知事のおっしゃるような期待にこたえて、いい合併をなし遂げなければいけないというように改めて決意をしたような次第でございます。

また、1月27日には、会見町におきまして米子市との合併を求める皆様方が合併協議会の設置を要求されまして、直接請求になられたわけでございます。大変私どもといたしましては気にかかるところでございますけれども、米子市長、市議会からも賛同の報告がなされまして、60日以内に両議会において御審議をなさると、このような状況になっているわけでございます。いずれにいたしましても、町も、住民の皆さん方の動きでございまして、私どもはこれを真摯に受けとめまして、しかるべく対応をしていかなければいけないというように思っておりますが、そういう心配なさっている皆様方にもいい合併だったというようにきちんとこたえていくような合併協議を進めていかなければいけないと、本当に決意を新たにしているところでございます。

それと、もう一つ、両町におきましては合併協議の基礎資料をつくっていかねりゃいけないわけございまして、それぞれが事務事業の調査票をつくっていくようにいたしております。大体2月末をめどにいたしまして、そのような調査票をつくりまして、そして合併協議に移していくと、そういう基礎資料をつくるような事務作業に入っております。以上がこの1カ月間の大ざっぱな出来事だったというように思うわけでございます。

きょうは傍聴規程の制定や、あるいは注目を受けておりますまちづくり委員の募集などにつきまして御協議を賜りたいと、このように思いますし、また、先行しております中部の合併協議会に視察に午後はお邪魔をしたいというように考えております。ひとつ有意義な合併協議会になりますように皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての会長のあいさつにかえたいと思います。どうぞよろしくお願います。

奥山室長 本日の協議会の委員の方の出席状況であります、県の亀井室長が本日は欠席でございます、17名のうち16名の方が出席でございます、本協議会の規約第10条1項の規定により、本日の協議会は成立しております。

本日の会議の進行に当たりましては、規約第10条2項に、会議の議長は会長が行うということでございまして、坂本会長に議長をよろしくお願いをいたします。

坂本会長 会長の方で議事進行するということに規約がなっておりますので、私の方で進めさせていただきたいと思えます。

きょうの欠席は、亀井委員さん1名でございます。

そういたしますと、日程に従いまして議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思えますが、会長の方で指名させていただいてよろしゅうございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、塚田勝美委員、梅原弘誓委員さん、御両名にお願いたしたいと思えます。よろしくお願います。

早速でございますけれども、4番の協議事項に入っていきたいと思えます。

これは今回の協議会におきまして議決または承認に付すものでございます。

早速でございますけれども、1番から事務局の方から説明をお願いいたしたいと思えます。

奥山室長 失礼します。会議資料の1ページをごらんいただきたいと思えます。議案第1号、合併の方式について、西伯町及び会見町の合併方式は対等合併とするということでございます。これは先般の第1回の協議会におきまして提案をいたしまして、対等合併ということになったわけではありますが、議案という形で提案をしておらなかったものでございまして、再度確認の意味で承認を求めるところでございます。よろしく御審議のほどお願いたします。

坂本会長 議案第1号、合併の方式につきまして、両町の合併方式は対等合併とするという改めでの確認でございます。

委員の皆様方の御意見を求めたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 異議なしということでございますので、この議案第1号につきましては対等合併の方式に決定いたしました。

議案第2号、西伯町・会見町合併協議会会議傍聴規程の制定についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

奥山室長 事務局より説明をいたします。議案第2号、西伯町・会見町合併協議会会議傍聴規程の制定についてであります。傍聴規程につきましては次のとおり制定するものでございます。これは第1回の協議会におきまして会議運営規程を議決いただきましたわけでありまして、これに付随いたしますもので、この会議運営規程の第6条に基づきまして傍聴規程を制定するものでございます。

会議につきましては原則公開ということでございますので、それにつきましては、内容につきましては3ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、傍聴者の制限、定員とか傍聴の方の守っていただくべきこと等を設けるものでございます。

要旨でございますが、第6条に、傍聴席に入ることができない者というようなことで上げております。

また、第7条であります。傍聴人の守るべき事項ということで掲げております。8項に、携帯電話の使用に当たっては、議事の妨害とならないように配慮することというようなことで、特に最近は携帯電話の普及があるわけでありまして、このような項を設けたところでございます。

附則といたしまして、平成15年1月14日から施行し、同14日から適用するものでございます。

どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

坂本会長 ありがとうございました。

この議案につきましては、あらかじめ委員さん方に事前配付をいたしてありまして、ただいま事務局から一々朗読、読み上げて御説明は申し上げませんでした。概略を申し上げたわけでございますけれども、お気づきの点や御意見などございましたらお伺いしたいと思います。

岡田委員。

岡田委員 ちょっと御質問を申し上げたいと思いますが、私もこれは2回ほど読ませていただきまして、各町村の議会の傍聴規程に準ずるものというふうに解釈しておりますが、そういうことでよろしゅうございますか。大体一緒なようなことでございましょうか。

奥山室長 事務局よりお答えいたします。そのように御理解いただきましたらよろしいと思っております。よろしく願いいたします。

坂本会長 よろしいですね。

岡田委員 了解しました。

坂本会長 ほかにございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、この議案第2号、傍聴規程の制定については、原案のとおり決することに決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。議案第2号、西伯町・会見町合併協議会会議傍聴規程の制定につきましては、原案のとおり決定になりました。

続きまして、議案第3号、西伯町・会見町合併協議会小委員会設置規程の制定についてを議題といたしたいと思えます。

事務局から説明をお願いいたします。

奥山室長 事務局より説明をいたします。議案第3号、西伯町・会見町合併協議会小委員会設置規程の制定につきまして御説明をいたします。

この小委員会の規程でございますが、協議会の規定に基づきまして、小委員会の骨格部分を設けるものでございまして、協議会の審議によりまして小委員会等が付託されたときには必要事項をさらに追加をしたいというふうに思うところでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。小委員会の設置規程ということでございますが、第2条の小委員会の名称及び所掌の事項は別紙のとおりとするということですが、本日はここに別紙は設けておりません。必要に応じまして小委員会の委員会に付託されたときに、その必要事項を設けたいというふうに考えておりまして、以下組織、会議等につきまして、それぞれ設けておるものでございます。

附則といたしまして、平成15年1月14日から施行するということでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

坂本会長 合併協議会の中に小委員会を設置するという規定を設けるということござ

いますが、皆様方の方から御意見を求めたいと思います。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ確認の意味で。先ほど事務局から説明があったんですが、必要に応じて設置をする、こういう説明だったんですけど、協議会の中でこれを小委員会をつくって協議しようと、こういう事件が出たときに設置をすると、こういうことだろうと思うんですが、そこら辺ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

奥山室長 事務局の方から説明いたします。基本的には、必要に応じてというのは、協議会の方で付託された事項におきまして小委員会を設けまして審議をしていただくということでございます。期間が2年間ということでございますので、できるだけ速やかに協議を進めていただきたいというふうに思うところでございまして、そのように必要に応じて審議をしていただくというふうに考えております。よろしく願いいたします。

坂本会長 よろしゅうございますか。

(はい。という声あり)

森岡委員 結局全体の協議会ですべてを審議していくんだけど、このことは小委員会つくってやろうやと、そういう協議会の場で決まったときに設置をすると、こういう認識をしてよろしいですね。

奥山室長 事務局よりお答えいたします。そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

坂本会長 ほかにございませんか。

板委員。

板委員 西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員会設置要領いうのがあるんですけど、その中に、11条1項に規定する小委員会の委員は、オブザーバーとして委員会に出席できるということにはなっとるんですけど、その小委員会とそれは違うんですか、今言っとられるのと。

坂本会長 事務局の答弁をお願いします。

奥山室長 まちづくりの委員会の設置規程につきましては後ほど御説明させていただきたいと思っておりますが、その委員会と同じで、先ほど板委員さんが言っておられます小委員会と同じ意味で、同じ委員さんでございまして、よろしく願いいたします。

坂本会長 よろしいですか。

板委員 ということになると、今の小委員会は必要に応じて設けるとということになると、ちょっとこの小委員会の委員がオブザーバーとして出るという、そこら辺の規定とちょっと何かそごがあるんじゃないかなというふうに思っとるんですけど、いかがですか。

坂本会長 事務局。

奥山室長 小委員会の委員さんというのがまちづくりの委員会に出席できるということでございます、協議会の委員さんで出席していただいてもよろしいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたしたいと思います。

板委員 わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、この必要に応じまして、合併協議を円滑に進めるために小委員会を設けて協議に付すということで、協議会の委員の中から指名をする、そういう意味合いの小委員会でございますので、ひとつ御理解をいただきまして、御了解をいただいたということで進ませていただいておりますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第3号につきましては、原案のとおり御承認をいただきまして、続きまして、議案第4号、西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員の募集についてを議題といたしたいと思いますが、前回の協議会の折に、このまちづくり委員について報酬の支払いということと、年齢を18歳から対象にしたかどうかと、こういう委員さん方の御意見がございまして、この2点について事務局と協議をいたしまして、まず、報酬の件につきましては、組織的に権能を持った、特別な権限を持った委員会という位置づけになっていないということもございまして、自由にたくさんの広範な皆様にお集まりをいただいて、いろいろな御意見を伺いたい、そういうことから、報酬規定は置かない方がいいのではないかとということと、もう1点は、18歳の件でございますけれども、やはり既に就職もなさって納税をなさっておられる方もあるわけでございますし、また、合併の想定される期日には20歳になっていただく皆さんもたくさんあるというような観点もございまして、18歳から対象にしたかどうかと、こういうことを事務局と協議をして、きょうの議案の提案にさせていただいておりますので、その辺も踏まえましてよろしく御審議を賜りたいと思います。

議案第4号、西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員の募集について。別紙の規定に

よりましてまちづくり委員の募集をしたいというように考えまして、議案として皆様方に付したいというように思うわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

奥山室長 事務局より御説明いたします。西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員の募集につきまして、まちづくり委員会設置要領第3条の規定によりまして、まちづくり委員を募集するものでございます。

報告事項に掲げておりますまちづくり委員会の設置要領をごらんいただきたいと思えます。ごらんいただきましたでしょうか。この所掌事項につきましては、第2条の所掌事項であります。専門部会の附属機関ということで、新町建設計画に関しまして意見または提案をいただくものでございます。

組織といたしましては、3条の西伯町及び会見町の住民100名程度で組織するというところで、分野別に分かれまして会議を開くことができるということでございます。

先ほどの第6条の会議であります。小委員会の委員さんはオブザーバーとして委員会に参加できるということでございまして、まちづくり委員さんとは兼ねていただくということはちょっと無理ではないかというふうに思っておるところでございます。

それでは、本題のまちづくり委員の募集につきまして、9ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほど会長の方からありましたが、18歳までに年齢を拡大をさせていただきたいというふうに思っております。

募集の締め切りにつきましては、先般のことでもございまして、1カ月延ばしまして3月末ということで募集を締め切りをさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。また、この募集の方法であります。今月末に第1回の合併協議会の協議会だよりを発行する予定にいたしております。その中にこのまちづくり委員の募集のパンフレットと一緒に挟みまして、両町の全戸に配布をしたいというふうに考えておるところでございます。また、その他広報手段によりまして募集をしたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 ただいままちづくり委員の募集について説明をいたしました。皆様方の御意見などを求めたいと思います。いかがでございましょうか。

岡田委員。

岡田委員 ちょっと質問も含めまして言わせていただきたいと思うんですが、18歳まで年齢を繰り下げられたということについては、これは了解をいたしました。賛成をする

ものでございます。

それから、内訳で示してありますように、各年代において20名程度の人数をどうも求めておられるようでございますが、後段の方の、多数の場合は抽選によってというふうにありますけれども、その多数の場合というのは、この年齢の枠内で人数が超過した場合に抽選ということになるものでしょうか。総体で100名を超した場合に抽選ということになるのか、その辺をちょっとお聞きをして、今ちょっとここで抽選ということについても、何かもうちょっとええ方法はないだろうかというような話し合いもしておるわけでございます。その辺ちょっと御説明願いたいと思います。

坂本会長 事務局からお願いします。

奥山室長 事務局からお答えいたしたいと思います。考え方といたしまして、両町から50名ずつということでございますので、まず、第1弾は50名ということを前提に考えていきたいというふうに思ひまして、その後、年代別でそういうオーバーする年代等がありましたら、その時点で調整といいますか、検討をさせていただかないといけないのではないかとこのように考えております。よろしくお願ひいたします。(「もうちょっと詳しく、わからん」と呼ぶ者あり)

失礼いたします。年代別につきましては、基本は20名ずつということでございます。それを超えた方につきましては、全体の状況を見ながら、50名ずつという状況を見ながら検討を加えさせていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

岡田委員 検討というのは、抽選ということですか。

奥山室長 基本的には協議をした上で抽選というようなこともありますので、そのように御理解いただきたいと思います。

坂本会長 岡田委員、いかがですか。

岡田委員 ちょっとわからん。結局各年代の中で人数が増加した場合には、その年代の中で抽選とかなんとかで調整されるというわけですか。

奥山室長 再度お答えいたしたいと思います。基本的には、この20名ずつ、それから男女別という基本を原則といたしまして、それを超えた場合につきましては抽せんというようなことで決定させていただきたいということでございます。

岡田委員 わかりました。それぞれの年代別優先様でございます。その点はわかりましたが、その調整の方法で抽選ということが妥当なのかどうなのかということですが、その辺がちょっと私もわかりませんが、もっと何かええ方法がないかどうかということ

を考えてみては。

坂本会長 せっかくの機会ですから議論を深めていきたいと思います。

梅原委員。

梅原委員 これ50名程度となっていますわな。ということは、55か60かと多少の幅を持たせるような表現になってますけども、そこら辺はいかがでしょうか。

坂本会長 事務局、お願いします。

奥山室長 お答えします。50名程度という書き方をしておりますが、原則は50名ということを基本に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 先ほど来の考え方で20名程度というような考え方なんですけど、これは抽選とかなんとかで、オーバーした(場合の)ことが述べられておりますけども、仮に年代別の中でオーバーしない場合もあったとすれば、それはオーバーしたところから繰り下げるとか、そういうことじゃなくて、あくまでも年代にはこだわっていくということなんですかね。

坂本会長 事務局、説明お願いします。

奥山室長 お答えいたします。実際に応募の状況を見ないと現実の対応というのはしかねるわけではございますが、基本的には20名、20名というようなことで進めていきたいというふうに思っております。

坂本会長 それぞれの年代で足りだったりしたときにはどうするかちゅうこともあわせて答えてください。

奥山室長 前回のときに50名ということで協議していただいたわけでありまして、足りない場合は全体の中で足りない年代の方に入れていくというようなことで考えております。以上でございます。

坂本会長 年代の人数が不足した場合には、オーバーしたところの人数を振り分けていくということを今事務局の方で考えております。

佐伯委員 例えばそういう面もありまじょうし、もう一つは、例えば20代なら20代の年齢構成の中で、両町で50人程度ということになってますから、そういう面で片一方は8名、片一方は12名ということもあり得るのか、あるいはもうあくまでも両町の考え方ということで10名、10名にしていくのか、そういうことでの調整があるのか。足ら

だった場合とかオーバーした場合には抽選だったらいいですけども、足らん場合にはほんならそういうことで調整をかけて、年齢構成のバランスがそこでは若干崩れるけども、あくまでも50名程度でやっていくということが、私はその辺をちょっと聞きたかったものですから。

坂本会長 これは会長の見解で答弁させていただきたいと思えますけれども、前回もありましたように、あくまでも両町は50名、50名の枠を堅持していこうという考え方でございます。若干の調整はあろうと思えますけども、原則は50名、50名で、とにかく100名の皆様に御参加をいただきたいという全体の大枠は守りたいというふうに考えております。

森岡委員。

森岡委員 今、会長からの見解、御説明いただいたんですが、ここで全体として私確認しておく必要があるなという部分、ちょっと意見的な内容になりますけども、現実、会見と西伯と50名、50名の枠は堅持をしたいと会長おっしゃいました。そういう中で、これも大事な枠だろうと思うんです。それを基本にして集まっていた方の中で、できることなら年代別20名、20名というものも、そしたら西伯が18名になったら会見の方がようけ入って22名になられたとかいった形で、年代別の構成というものも大事なのかなと思いますよ、その次に。いう形で調整をいただくことがいいんじゃないかなというふうに思いますし、それから、足りんときですわな。さっきも佐伯委員さんおっしゃったように、20代はようけあったけれども30代は少なかったというようなときに、バランスよく、多少そこで若干という言葉が事務局がここに使われておるんだろうと思えますけども、上限の100名程度というのも98名になるかもしれないということの考えでしょうから、会長からもご自分の見解として御答弁いただいた、それぞれ50名、50名という枠、これをまず大事にしてもらいたいなということと、それから、年代別にもできることならその枠を、両町での最終的には50名、50名になるような調整もしていただいて、同じレベルで話し合ってもらってというの、意見を出してもらうには大切じゃないかなという気がしますんで、これ事務局に対しての要望的なことですけども、お願いをしておきたいなというふうに思います。

坂本会長 両町の枠、年代別の枠、男女の枠と、非常に難しい問題もあるのではないかなというように思うわけです。たくさん応募があったときには、これは結構な話なんですけれども、応募が予想されない年代もあるわけでごさいます、そういう折の次善の策と

して、やっぱり大きなところでの確認は50名ずつでいくという確認。年代別で20というものを守っていく、場合によってはその近い年代がオーバーしていれば、そこからまた起用しながら50の枠は守っていく。一つずつクリアしながら進めていきたいというように思っています。

実際の募集状況を見なければ、なかなかこうだというのは決めにくいと思うわけですが、あらかじめそういうことを前提にしながら進めていきたいというように思いますが、皆様方の方でほかに御意見ございませんでしょうか。

塚田委員。

塚田委員 その件に関してですが、多分原則として男女同数とするというふうになっておるわけですが、どうしても多分偏ることも予想されるわけですし、申し込みの締め切りが3月31日というふうになっておるわけですが、これを例えば若干でも前倒しをして、足らなかった部分だけの募集を再度行うということも検討する必要があるんじゃないかと思うわけですが、最初から、先ほど会長が言われたように、申し込みが多くて振り落とさないかというようなことになればいいんですけど、例えば20代で女性の方が非常に少ないというようなことになったときに、やはりこの部分に限って再度募集をかけるということも検討する必要があると思うのですが、いかがなものでしょうか。

坂本会長 2段ロケットみたいにやれという御意見ですが、事務局の方、どうでしょうか。日程的なこともあろうと思いますけど。

奥山室長 事務局の方からお答えいたします。そのようなことも検討させていただきたいと思いますが、一応まずは原則に従って募集をかけるというふうによろしく願います。

坂本会長 3月31日までに募集を第1弾ロケットでやるっっちゃうわけですか。(「はい」と呼ぶ者あり) いけんかったときには2弾ロケットで、塚田委員の提案のようにまたなさるといことですか。そういうことですか。

奥山室長 前回もそのような御意見もありまして、例えばどちらかの方が50名に足りない場合はどうするかというようなこともありまして、それは引き続き募集を続けますというようにお答えしたように感じておりまして、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

坂本会長 ただ、スタートの時点がございましょう。それには間に合うわけですか。

奥山室長 大体間に合わないというふうに思います。途中参加ということになるのかと

思います。

坂本会長 橋谷委員、どうぞ。

橋谷委員 済みません。やっぱりできるだけこの人数の枠を原則を守るような形で会ができたらいいなと思うんです。どうしても3月31日ということになりますと、後々、その時点で集まってないということになりますとスタートが遅くなりますよね。期間が長くあって募集が集まるというだけのものではないと思いますので、できましたら3月の20日ぐらいでもちょっと早目に募集を第1次しまして、その時点で見まして、集まった中で振り分けるといっようなじゃなくて、できるだけ理想に近い形に持っていきたいと思いますので、最終的には3月31日につじつまが合う形になるような、そういう募集の仕方をしていただきたいと思うんですけども。

坂本会長 私もスタートは足並みをそろえて、メンバーをそろえてスタートした方がいいと思っております、五月雨式に中途からまた御参加いただくというようなことは、ちょっと会としてのまとまりがつかなくなるのではないかと心配がありまして、できればそういうようにしていただきたいと思いますが。

奥山室長 事務局より再度提案をさせていただきたいというふうに思いますが、第1次の締め切りを3月20日ということでさせていただきまして、最終的な締め切りを3月31日ということで御検討をいただくというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

坂本会長 日程的なことについては、両町の行政連絡、事務の手法なども異なるかもわかりませんので、それはお任せするにいたしまして、2弾ロケットで最終を3月31日にそれでは集約するということで進めていただきたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

松本委員。

松本委員 確かにそのとおりで結構ですが、協議会だより、そのほかの文書、全戸配布によって募集するということについては結構なことですが、各世帯が文書を果たして見ておるか。町報あたりは3割ほどしか見てないというのが実態でございまして、後からああいう募集があったんだという世帯が多いわけございまして、文書を何回も配布してあろうが、でもそれは見ておりませんというのが各世帯の実態ですので、でき得れば防災無線もひっくるめて募集を周知徹底していただきたいということを要望しておきます。

坂本会長 これは要望事項として承っておきます。

梅原委員。

梅原委員 仮にこれが承認された暁には、おおよそいつごろのこれ公表、公募ですか。公表の時期。(発言する者あり)この住民に公表するのはいつごろになるか。

坂本会長 住民の皆さんにいつごろ公表になるのか。

奥山室長 ここに募集の中で、その他ということで、結果は4月10日ごろに通知いたしますというようなことでいたしております……。

坂本会長 募集をいつごろするかということ。

梅原委員 募集はいつごろからかけるのか。スタート。

奥山室長 募集の始めでございますか、今月末に協議会だよりを発行いたしますので、その時点からなるうかと思っております。そのように考えております。

坂本会長 ほかにございませんか。

塚田委員。

塚田委員 ほぼこういう形の募集になるわけですか、募集の文としては。例えば、これであるとすれば、申し込み方法は郵送または電子メールということですが、郵送の住所もないし、メールのアドレスもないわけですが、これについてはどうなんでしょうか。

坂本会長 事務局、お願いします。

奥山室長 一応御指摘のとおり、必要な部分につきましてはつけ加えさせていただきまして、もっとわかりやすいように御案内の方法をとりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

磯田委員。

磯田委員 一つ要望ですけれども、女性の応募が多分少ないんじゃないか。きょうも見ますと女性の方の方が少ない。全体で男女同数というお考えでしょうか。

それと、もう1点、たくさんの場合に抽選ということで、抽選になればいいわけですが、抽選に立ち会われる方。抽選して、自分は委員になれなかった。どういう抽選の仕方をしたんだろうと疑問を抱かせるような抽選の仕方はいけないと思います。それで、抽選に立ち会われるのは関係者だけなんですか。第三者の方も立ち会われるのか、その辺の御検討をいただきたいと思うんですけれど。

坂本会長 抽選の方法については工夫したいというように思います。

全体での男女同数というのは、いわゆる先ほどの大枠の中で御判断いただかなければいけないのではないかと思います。いわゆる両町で50名ずつ、次は年代、その次に男女というのが出てくるというように思うわけでして、現実的な対応をしていかないけん。でき

るだけそういうことを考えながら進めていきたいという気持ちでございます。あんまりこだわるとできませんので、御了解いただきたいと思います。

板委員。

板委員 ちょっと要望的なことなんですけど、女性の若い方がたくさんいらっしゃいますんで、多分幼児さんを連れられた方というのが想定されると思うんですけど、やっぱりたくさんの方に参加してもらうためにはそこら辺に何か配慮をお願いしたいなど。例えば社協では子育てボランティアなんかされてますんで、そういった方が託児をされるとか、そういったような配慮をお願いします。

坂本会長 要望として承っておきます。

宇田川委員。

宇田川委員 今の男女同数というのは、まして抽選なんていうことをもってすれば、男女同数なんていうのにならん可能性が私は高いではないかというふうに思いますけども、できるだけそれに近い方法ということはあるかもわかりませんが、抽選という形をとっていったら必ず男女同数というのには私はならんというふうに思いますんで、女性だけを優先して、先にほんなら5人、極端に言えばとって、あと残りの男性は抽選にするかという方法もこれおかしいわけですし、ですけど、それはできるだけ男女同数にしたいということはわかりますけども、なかなかそこら辺が難しい点が出てきて、どげするかというのは、事務局はその辺を事務局としてどう考えられるか。(発言する者あり)

坂本会長 ちょっと待ってください。おっしゃっておられる趣旨は、同数という、できるだけ女性の参加をお願いしたいという磯田委員の御意見と、同数にはならんよという、若干この両者の言っておられるのがずれておりますからね、おっしゃっておられる意味は双方よくわかりますので、私どもといたしましては事務局の方にできるだけ男女の比率を同じようにするようなやり方でこの選任を進めていきたいというようにまとめさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

秦委員。

秦委員 大体の御意見を聞いてわかりましたが、まず、何にもかんにも一遍に難しいと思いますけど、募集して、結果を見てからでなければいけませんけど、新町の対等合併ということから順位を決めたらええと思うんです。第1番は、50名を一番最初に50名、50名に分けるんだという基本原則を1番の順位にすると。それで、その次男女関係。女性参政権で同数が望ましいですけど、なかなか募集の結果がそういうふうにならんと思います

ので、今のまま男女別とか。それから、順位を決めておけば、50人が1番で男女が2番とか、それから年代別が、年代別、男女がどっちになってもええと思いますけど、順位決めておけば、募集した結果を見てからいろいろ検討されにゃ、基本原則を決めておいて調整されれば、抽選等をそういうようにされれば結構じゃないかと思いますが。私の意見でございます。

坂本会長 御意見ありがとうございました。先ほど申し上げておりますように、まず両町の枠という大枠、それから年代別の枠、それから男女別の枠という順位を大体決めておるそうでございます。

秦委員 まあ募集の結果を見て調整をしていただきたいと思います。

坂本会長 そういうことに配慮しながら選任していくということで進めたいと思います。

また、抽選などになった場合には、公平を期して抽選を行うということで進めてまいります。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 いろいろ御意見をいただきまして、大変関心も高いわけでございますけれども、それだけに住民の皆様方にも関心を持って御参加をいただきたいということで、しっかりと募集をしていきたいというように思いますので、またその節には御協力をよろしくお願い申し上げます。

そういたしますと、この議案第4号、まちづくり委員の募集については、ただいまいろいろ御意見を承りましたことを基礎にいたしまして進めていきたいということで御了解を賜りたいと思います。

続きまして、議案第5号、西伯町・会見町合併協議会監査委員の委嘱についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

奥山室長 失礼いたします。事務局から御説明をいたします。

議案第5号、西伯町・会見町合併協議会監査委員の委嘱につきまして、西伯町及び会見町の代表監査委員を西伯町・会見町合併協議会監査委員に委嘱するものでございます。

西伯町代表監査委員は北尾翁さん、それから会見町代表監査委員は赤井繁美さんの両名でございます。いずれも本人さんをお願いをいたしまして了解をいただいておりますので、あわせて御報告させていただきたい。よろしくをお願いいたします。

坂本会長 両町の代表監査委員であります北尾爾様、赤井繁美様に本協議会の監査委員を委嘱するものでございます。

御意見はございませんですね、よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、御両名の方に監査委員を委嘱することに決定いたしました。

以上で本日の協議事項についてはすべて終了いたしました。

次に、日程5の提案事項に移らせていただきたいと思います。

これは本協議会におきまして提案をいたしまして、次回に議決あるいは御承認をいただきたいという、1カ月程度の余裕を持って御協議をいただきながら、提案事項として、課題として掲げていただきながら、次回の協議会で決定をいただきたいというものをこの提案事項という形で御提起を申し上げたいというように思っております。

1から8号まででございます。事務局から随時説明をお願いいたしたいと思っております。

奥山室長 それでは、提案事項の第1号、合併の期日につきまして御説明をさせていただきます。

11ページをごらんいただきたいと思いますのですが、新町の合併の期日は、平成 年 月 日とするということでございまして、この合併の期日につきましては、事務局の方といたしましては空欄で御提案をさせていただきたいというふうに思っております。

この11ページの下の方に参考ということで書いております。皆さん方にお配りいたしております30ページ、活発化する県内の議論ということで、県内の市町村合併の主な動向というような地図をつけた資料をお配りいたしております。それを見ながらごらんをいただきたいと思います。現在、鳥取県内にございます合併協議会、また任意協議会は7つございます。それで、東郷湖周地域合併協議会は平成13年の10月1日に設立されておりました、3年をかけて平成16年10月1日に合併をするというような予定でございますが、それ以外の協議会におきましては平成14年度じゅうに設立された法定協議会または任意協議会になっておるわけでございます。西伯郡東部地域合併協議会、これは大山町、名和町、中山町でございますが、平成17年の3月1日ということで、既に決定になっております。そして、東伯西部合併協議会、赤碕町と東伯町であります、これは平成16年10月1日といたしておりますが、9月1日に訂正をお願いをしたいと思っております。これは鳥取県で第1号の合併の協議会になろうかというふうに思います。それから、東郷湖周

地域合併協議会、それから天神川流域合併協議会、鳥取市ほか8市町村の合併協議会、それから最後に八頭東部任意の合併協議会ということでございます。いずれも約2年間といいますが、24カ月前後を想定して合併の期日は決定になっております。ちなみに法律の定めます期限というのが平成17年の3月末ということでございますので、特例期限内には合併をしたいというふうに考えておるところでございます。

はぐっていただきまして、12ページをごらんいただきたいと思うわけですが、それから1枚物でお配りいたしました11-1というのを、合併協議会スケジュールというのをあわせてごらんをいただきたいと思っています。まず、合併協議会スケジュールということで、11ページの1というのをごらんいただきたいと思いますが、平成14年度の2月の協議会が本日でございますが、15年度におきましては事務作業というようなことで考えておるところでございます。そして、1年後の平成15年度の3月末前後には合併の可否の決定、また合併協定書の調印というようなことがあろうかと思ひまして、最終的には平成16年度末、3月末までの合併特例法の適用期限までに合併をするということでございます。それで、約1年間、平成15年度は事務作業ということでありまして、平成16年度は法手続の期間というようなことで現在考えておるところであります。

12ページをごらんいただきますと、県議会での議決時期と法的手続の流れについてということで、3つのパターンを上げさせていただいております。6月議会、9月議会、12月議会ということで、県会の時期に合わせまして法手続を進めていくということでございまして、平成16年度の年度当初、4月に合併協定書に両町で調印いたしますと、臨時議会、6月議会も想定されますが、臨時議会での合併の議決。そして、5月には知事への合併の申請、そして6月の定例議会で県議会への付議、県議会の議決、そして、それに基づきまして総務省への届け出ということで、総務省の合併の告示ということであります。総務省に届けをいたしまして告示までの期間は約40日ということでございまして、6月県会に出せれば9月1日ごろには新町の発足ができるではなかろうかというようなことであります。さらに9月県会の方を想定いたしますと、先ほどの流れでいきますと、8月の盆休等々もあるわけですが、1月1日の新町発足というような想定でございます。さらに12月議会の県会を想定いたしますと、ようやく合併特例法の適用期限の3月末に間に合うというような想定でございます。そういうようなことで、それぞれ3つのパターンで想定をしております。県議会につきましては、定例県会ということをお前提に考えておるところでございます。

そういうことで御審議をいただきたいというふうに思うわけでありまして、先ほど会長から申し上げましたが、次回の協議会等におきましては結論の出るような方向で御審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

坂本会長 この件については質疑がもしあれば質疑はお受けすることにいたしまして、審議はしないということでございます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、次に提案2に移りたいと思います。

新町の名称について。

奥山室長 事務局から御説明をいたします。提案事項第2号、新町の名称につきまして、新町の名称につきまして、公募によりまして次のとおり募集をいたすものでございます。

名前のイメージといたしましては、地域の特性や歴史、文化にちなんだもの。住民の皆さんの理想や願いにちなんだもの。また、将来の西伯町、会見町のイメージをあらわすもの。また、全国にアピールできる名前というようなことが必要であろうというふうに思います。

募集期間につきましては、平成15年の3月10日、次回の協議会、3月4日に予定しておるわけでありまして、その後3月10日から平成15年の4月30日までに募集をしたいというふうに思います。

応募資格でございますが、これは全国にしてもいいわけでありまして、両町に関係のある方に絞りました。責任のある人に応募を願いたいというような方法でございまして、西伯町、会見町の住民の皆さん、そして、町内に事務所等、事業所のある方、また、その勤務者という。それから、西伯町、会見町の出身者というようなところでございます。

応募の方法といたしましては、郵便とかファクスとか電子メール等でございます。漢字、平仮名、片仮名のいずれかということでございまして、アルファベット及び算用数字は使えないということでございまして、これにつきましては当用漢字字体表というのがございまして、それにはないのは余り好ましくないということでございまして、日本の名前で応募をいただければというふうに思うところでございます。

募集の方法につきましては、広報とか協議会だより、また新聞、ホームページ等を活用いたしまして募集をしたいというふうに思っております。

決定の方法及び時期等につきましては、応募状況を見まして、また協議会等で協議をい

ただければというふうに思っておるところでございます。

はぐっていただきまして、16ページをごらんいただきたいと思いますが、一つこの募集のイメージというようなものを書いております。応募方法につきましては1人1点ということでございまして、応募形式で、新しい町の名前ということで、読み方ということを書いております。「さいはくちょう」、「あいみちょう」という読み方をするのが一般的でありますけども、「さいはくまち」、「あいみまち」というような読み方もあるわけでありまして、そういうところまで読み方を書いていただきまして、つけた理由等々、応募の方の氏名等も書いていただければというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。新町の名称についての考え方について御説明をいたしました。

御質疑はございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 もう決定の方法及び時期は、あらかじめおよそいつごろというのは明記をされた方がいいではないかというふうに思います。全国の中にはこの名称によっておまえのことは合併せんよというところもあるわけですので、大変重要な問題も抱えておるのではないかなと思いますんで、一応いつごろには、これはおよそでいいと思いますんで。何月ごろ。

坂本会長 名称を決定する時期を載せちょいたがええだないかという御意見だったというぐあいについて、大体12月を予定しています。いや、質問じゃない、意見だけんいい、答えんで。(「質問ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

質問はええです、審議はしません。

塚田委員 最近平仮名の市であるとか町とかというのが結構ふえてきてるんですが、ちなみに片仮名の町名なんていうのは全国であるんですか。調べておられますか。

奥山室長 お答えいたします。山梨県に南アルプス市というのができておるようであります。

坂本会長 アルファベットと数字がいけん。

今度の協議会でその辺をはっきり決定して募集をするということで、こういうことで考えているということを承知おきいただきたいということです。いいですかいな。

〔質疑なし〕

坂本会長 そういたしますと、提案3号、新町の事務所の位置についてを説明をしてください。

奥山室長 失礼いたします。事務局より御説明をいたします。

提案事項第3号でございますが、新町の事務所の位置につきまして、合併期日の1年前を目標に決めることとするということでございます。ここに書いてありますが、参考理由といったようなことで、1番、新庁舎を建設した場合、多大の経費が必要であろうということであります。2番目、既存のこれまでにある庁舎を活用するためには、分庁方式という、両町に分けた分庁方式というのも視野に入れて検討をすべきであろうということであります。3番目に、合併前よりも住民サービスが低下しないように配慮が必要であるということであります。4番、まちづくり計画に反映するためには、早期の早い時期の段階での判断が必要であるということであります。5番目、電算処理業務の一元化等の、一本化といいますか一元化するために、事前に作業するためには約1年間の準備期間が必要であるということであります。6番目に、小委員会を設置し、検討するということあります。7番は、その他必要な事項ということがございます。

13ページをごらんいただきますと、協議項目のスケジュール表というようなことでつくっております。新町の事務所につきましては1年前というようなことを申し上げましたが、夏ごろぐらいまでに決定いただければなお喜ぶものでございます。以上でございます。

坂本会長 この新町の事務所の位置については、今申し上げたようなことを考慮いただきまして、事務局の方としてはことしの夏ごろには決定していきたいという思いがございます。微妙なことがございますので、時間をかけてゆっくり協議に尽くしていきたいというように思うわけでございます。

これはこういうことで進めさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 提案4号、新町の議会議員の定数および任期の取扱について、説明お願いいたしたいと思えます。

奥山室長 事務局より説明いたします。提案事項第4号でございます。新町の議会議員の定数および任期の取扱につきまして。新町の議会議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては次のとおりとする。1番、合併特例法による特例は、適用しないまたはするものとするということ、しないかするかということをもとに判断をしていただきたいというふうに思えます。2番目に、定数については今後協議するということでございます。次回ま

で結論を求めたいというものでございます。

参考までに、下に西伯町・会見町合併時におけます議会議員の身分等の取り扱いにつきましてということで書いております。原則と在任特例、定数特例とございます。

まず、原則といたしましては、現在の議員の任期につきましては合併の前日まで、合併の日に自動的に身分を失うものでございます。新町の議員の定数でございますが、法律に定められた定数は22名以内でございます。これは新町の条例で定めるものでございます。合併時の選挙でございますが、新町発足後50日以内に設置選挙を実施するものでございます。したがって、発足時の議員の任期につきましては、設置選挙の日から4年間ということでございます。

その下の在任特例でございますが、現在の議員の任期につきましては、合併の日から最長2年間の範囲で引き延ばしができるということでございまして、これにつきましては合併前に協議で決定していただくものでございます。新町の議員の定数であります。任期が引き延ばし中は、現に在任してる議員数を定数とみなすということでありまして、現在は28名でございます。西伯町が16、会見町が12でございます。次に行う選挙以降は、法定数22以内で新町の条例で定めるということでございまして、合併時の選挙は旧町の議員が身分を保有するというので、選挙はございません。期間につきましては、延伸された、引き延ばされた期間内、最長2年でございます。

それから、定数の特例でございますが、これは現在の議員の任期は合併の前日までということで、合併の日に自動的に身分を失うものでございます。議員の定数につきましては、最初の1期のみ法定数の2倍、44以内で新町の条例で定めることになっておりまして、先ほどの44名の任期が終わってしまいますと定数は22に戻って、新しい町の条例で定めるということでございます。これは新町発足後50日以内に選挙を実施するというのでございまして、4年でございます。

それから、18ページの1ということで1枚物をお配りしておりますが、新設合併におけます議会議員の定数等の取り扱いということで、参考の欄で、任期が西伯町、会見町とも任期満了の日が平成19年となっておりますが、これは次回の選挙でございます。今回は平成15年が任期の満了となっております。西伯町は平成15年の4月の29日、会見町は平成15年の5月9日ということでございます。

3番の定数等につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。議会議員の定数および任期の取り扱いについてでございますが、本来は大変重要な課題だということに思うわけでございますが、両町におきましては今春改選を迎える、このような日程になっておりまして、当協議会としては、やはりこの議会議員の定数や任期については、協議会としての考え方を明らかにしておくべきではないか、このように考えるわけございまして、次回の協議会においてこういう問題を決定していったらということに思うわけでございますので、よろしく願いを申し上げます。

この件について、御質疑はございませんか。

森岡委員。

森岡委員 定数について今後協議するという提案なんですけど、最初の13ページのスケジュール表によると、定数についても3月の上旬には結論を出したいという事務局のお考え持ってもらえるんですが、その辺はどうなんですか。

坂本会長 事務局、お願いします。

奥山室長 事務局より御説明いたします。事務局の願いというのは、3月にすべて結論を出していただければというふうに思っておるところでございますが、そのあたりにつきましては協議会の方で十分御審議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 この定数ちゅうのは新町の定数ですから、いわゆる合併後の定数ということでしょうな。ですから、それについてはちょっと時間があるという意味で今後と書いたのじゃないかというふうな意味、私の方で引き取らせていただきます。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、次回、このような重要な案件を決定いただきたいと思っておりますから、よろしく願い申し上げます。

提案第5、新町の農業委員の定数および任期の取扱について。

事務局から説明をお願いします。

奥山室長 事務局より御説明いたします。提案事項第5号、新町の農業委員の定数および任期の取り扱いにつきましては次のとおりとするということで、小委員会を設置いたしまして協議をしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。新設合併におけます農業委員会委員に関

する原則ということでありまして、新設合併とは、従前の町を廃して新たな町をつくる手続ということですが、合併の日をもって旧町の委員会は消滅いたしまして、委員の身分もなくなるわけでございます。ということで、1つの農業委員会しかできないということでありまして、2以上の農業委員会を置く特別な定めは適用されないということでございます。

選挙による委員は、定数は10名以上20名以内ということで、条例に定めることになるわけでありまして、発足後50日以内に選挙による委員の選挙が行われるわけでございます。そのほかに選任による委員ということがありまして、議会推薦による委員の数は5名以内ということで、農協の推薦による委員は1人ということでございます。ただし、在任特例ということで、特例措置ということで、合併前の旧町の協議によりまして、合併の日から1年以内に旧町の委員を在任させることができるということで、1年間の在任特例がございます。在任特例の期間後は、委員定数を定めた条例の規定に従いまして一般選挙を行うものでございます。

任期であります、任期満了の日ということで、いずれも1年後の、西伯町は平成16年3月29日、会見町は平成16年の4月の20日ということでございます。

定数であります、現在西伯町は選挙による委員さんが10名、推薦の方が4名ということで、14名でございます。そして、会見町におきましても公選が10名、そして推薦が4名ということで、14名ということで、合わせまして28名でございます。合併後の法定数ということで、10名から20名の範囲内で公選の場合は設定できます。ただし、新町になりましたら、推薦の場合は農協は1人、議会は5名以内ということでございます。以上でございます。

坂本会長 農業委員さんにも同じような在任特例もございますけれども、選任によるということで若干数が変わるということでございます。

何か御質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 よろしいですな。それでは、次に移りたいと思います。

新町の特別職の取扱についてを議題といたします。

奥山室長 失礼いたします。提案事項の第6号でございます。新町の特別職の扱いにつきまして御説明いたします。

議案書には身分ということを書いておりますが、この「身分の」につきましては削除を

お願いをしたいと思います。新町の特別職の取り扱いにつきましては別紙のとおりとするということでございます。

22ページをごらんいただきたいと思います。これは今後事務事業の現況調査ということでそれぞれ御審議を、各専門部会から提出されたものを幹事会で審議いたしまして、協議会等にお諮りするわけでございますが、その様式でございます。

まず、特別職の扱いということですが、町長につきましては法律によりまして置くということになっております。新町発足後50日以内に選挙によりまして町長を決めていただくということでありまして、その間は町長職務執行者が職務を行うわけでございます。

助役につきましては、市町村に1人置くということですが、ただし、置かないことができると思いますが、必要であるわけでありまして、新町長が議会の同意を得た上で選任することになっておりまして、それまでの間は町長職務執行者が職務を行うということでございます。

3番目の収入役につきましては、これは市町村に収入役1人を置くということでありまして、ただし町村は条例で収入役を置かず、町村長または助役をしてその事務を兼掌することができるということでございまして、西伯町、会見町におきましても、いずれも収入役を置かない条例がございますので、現在のところ収入役は置いておりません。

ちなみに収入役の県内の状況であります。約1万人以上の町におきましては、現在、西伯町、会見町が合併いたしますと1万2,000人になるわけでありまして、そういう意味で1万人以上の町の状況を御説明いたしますと、岩美町におきましては1万4,000人で収入役はございます。郡家町におきましては1万人でありまして、収入役はございます。それから東伯町は1万2,000人でありまして、これは収入役がございます。それ以外で智頭町とか気高町につきましてはございません。助役が兼掌をしておるところでございます。

もとに戻っていただきまして、教育長であります。教育委員会に教育長を置くということで、新町長が議会の同意を得た上で教育委員を任命し、教育長を定める。それまでの間は、旧町の教育委員から5人を新町の委員として臨時に選定し、その中から互選により教育長を定めるというものでございます。

次に、23ページであります。これは常勤の特別職の任期及び報酬等を上げておりまして、ごらんをいただきたいと思いますが、報酬、旅費の額につきましては、西部町村会

の報酬等審議会で決定したものの例によるものでございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと思いますが、新設合併におけます各種行政委員会の取り扱いということでございまして、1番、新設合併時におけます各種行政委員会に関する原則でありまして、新たな町ができるわけでありましたが、合併の日をもって各種委員会も存立根拠を失いまして、委員の身分もなくなるわけでございます。したがって、選挙管理委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会の3つの委員会につきましては、合併時におきましても引き続き事務を行う必要があることから、暫定の委員会の設置が義務づけられておるところでございまして、選挙管理委員会の委員ということで暫定委員というようなこと、それから教育委員会の暫定委員と、それから固定資産評価審査委員会の委員ということでございます。

参考までに、それぞれ両町の選挙管理委員、教育委員、固定資産評価委員の任期を掲げておるところでございます。以上でございます。

坂本会長 新町の特別職の取り扱いについて説明をいたしました。

表につきましては、後ほどまた言うと思いますが、このような表をもって両町の事務事業のすり合わせといたしまししょうか、照会といたしまししょうか、このような表でそれぞれの課にお願いをいたしておるところでございます。

問題は、収入役を両町とも置いていないわけですが、先ほど事務局から言いましたように、1万人を超えるような町では収入役を置いている事例がほとんどということでございますので、その辺、特にお含みおきいただいて、今度臨んでいただきたいというように思うわけです。

御質疑はございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、次に進ませていただきたいと思います。

提案事項第7号、両町の各種施策に関する調整方針の考え方について説明をいたしたいと思えます。

事務局からお願いいたします。

奥山室長 失礼いたします。議案第7号、両町の各種施策に関する調整方針の考え方につきまして御提案をさせていただきたいと思えます。

現在、両町の各課長さんあてに事務事業等の現況調書の作成を依頼いたしております。これは両町の現状がどうなのかというようなことを文章にあらわしまして提出いただくわ

けでありまして、このような現況調書でございます。裏表印刷してありまして、400項目とか、多いところは2,000項目というような項目があるようでございまして、それぞれの項目を調整する段階におきまして、1つの決めといいますか、方針といいますか、そういうものを決めていただくわけでございます。今後の調整方針の基本となるものでございまして、一つの哲学によりまして分類とか線引きが必要であるということでございます。

26ページをごらんいただきたいと思っております。基本方針の検討事項ということでございまして、これは東郷湖周地域の合併協議会、そして天神川流域の合併協議会、両方の方針がございまして、一応皆様方に御審議のたたき台にさせていただきたいというふうに掲げさせていただきました。東郷湖周地域につきましては、もう既に協議会は進行しておりまして、歴史が古いわけでありまして。また、天神川につきましては約半年間ということでございますが、それぞれ文章で書いてあること、また、簡単に書いてあることございまして、東郷湖周地域の協議会の内容を天神川の協議会はさらに詳しくといいますか、明らかにしたという内容でございます。

まず、東郷湖周地域の合併協議会につきましては、1番目は、住民のサービスはよい方に、住民の負担は低い方に調整することを原則とする。2番目に、合併年度あるいは合併翌年度に制度の統一をすることを原則とするが、時間をかけて調整することとするということ。これまでの行政運営におけます基本方針やそれぞれの協定内容は、原則として引き継ぐものということでありまして、合併前のハード事業整備につきましては、3町村それぞれが広域的なまちづくりの観点で総合的に企画調整をすることとするということでございます。

天神川につきましては、ちょっとそれぞれに分けておりますが、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政の原則ということ。さらには一体性の確保の原則、行政改革推進の原則というようなことでございます。

さらに27ページであります。協定項目に係ります調整方針の考え方につきましては、東郷湖周地域の合併協議会におきましては 町(村)の例によるということ、3町村の中でいずれかの内容を採用するということ。もう1点は、合併時に調整をするということで、これは新町発足の日から新町において施行する事項であります。合併の直前の各町村の状況や県などからの助言などを勘案する必要があるため、合併の是非決定後または合併の方向が明らかになった後に協議会及び3町村で具体的な調整を行うとする場合の表

現ということでございます。それから新町において調整するということではありますが、これは新町発足から当面の間は3町村それぞれの制度をそれぞれの区域に適用し、いずれの時点で統一した制度を制定するのか、そのまま3町村それぞれの制度に適用するののかにつきまして新町が具体的な調整を行うこととなる場合、並びに新町発足から速やかに統一した制度を制定すべき事項ではあるが、新町の状況を見ながら具体的な調整を行う必要がある場合というようなことでございます。はぐっていただきまして、上記のほか、一般的な表現は次のとおりということで、現行のとおりとするということとか、調整方針欄に調整後の施策内容をそのまま明記というようなことございまして、例は3つほど挙げておりまして、新町発足の日統合する、また、新町において新たに設置する、新町において新たに作成するというようなことでございます。

天神川の合併協議会におきましては、1番目が新市に引き継ぐもの。2番目が合併時に1つにまとめるもの、一元化するもの。それから合併後に一元化で調整するもの。4番が、合併時に廃止の方向で調整するもの。5番が合併後に廃止の方向で調整するものというようなはっきりした分け方になっております。

ということで、一応基本方針と調整方針ということで御検討をいただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

坂本会長 ただいま基本的な考え方について御説明をいたしました。現在、両町のそれぞれの事務事業の調整の原案をつくっている最中でございます。それらがまとまってきて、今後のまちづくりの具体的な幹事会など行ったときに、こういう基本が定まっていなくてとどんどん事務が進まんとということでございまして、私たちはそういう基本を定めて、事務局の方に、専門部会などにゆだねていくというやり方で進めたいということでございます。そういうことでございます。私たちが一つ一つのことを全部やるわけではなくて、こういう方針に基づいて幹事会や専門部会で、まちづくり委員会で議論をしていただくということの説明でございました。

何か御質疑はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 両町で現在進めておられます施策の突き合わせのための資料ですね。これはいつごろこの会に提示していただけるんでしょうか。その辺をお伺いします。

坂本会長 日程的なことだね。

奥山室長 現在、2月末を目標に、各町の担当課にお願いをしておるところでございます。

して、それをまずいたしまして、その後、両町の違い、こういう制度があるのかないのかというような課題を書いていただきまして、それから調整方針等につきましては各専門部会で御検討いただく。各町の課長レベルでございますが、専門部会で御検討いただきまして、それを幹事会に諮りまして、協議会の方に御提案をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、13ページに全体の第1回目の協議会におきまして24項目ということで御確認をいただいたわけでありまして、これのそれぞれの協議項目につきまして年度内に御審議、決定をいただけたらというふうに思っております。それで、この23番目に各種事務事業の取り扱いというのがございまして、これはさらに細分化いたしまして、例えば国保税はどうするかとか、そういうようなところも、まだ分かれておりますが、本日はその資料は準備しておりません。各専門部会の下にあります分科会等で審議といいますか、検討していただくようにしております。またそういった分科会の方で協議といいますか、事務を進めていくようにしております。したがって、3月に先ほどの調整方針ですとか基本方針等を決定いただきまして、順次作業を進めていくように考えておりますので、4月から事務を進めていくように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

坂本会長 岡田委員、いいですか。

岡田委員 はい。

坂本会長 ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 こういう基本を定めませんと、専門部会も事務局も動かんというわけでございますので、これは非常に大切なことではないかと思っております。個別、どうしても定まらないというようなものについては、先ほどもございましたように、新町において定めるという取り扱いもあるわけですが、そうはいいまして進めることはどんどん進めておくということではないかと思っております。ひとつ今度また御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そういたしますと、次に移りたいと思ひます。

提案第8、第3回の会議日程ですか。いいですか。それをお願いします。

奥山室長 資料はございません。表のページをごらんいただきたいと思ひますが、8番であります。西伯町・会見町合併協議会の第3回の会議日程ということでございます。

平成15年の3月4日火曜日なんです。9時から12時までということで、会場は会

見町の総合福祉センターで開催させていただきたいと思います。資料には会見町役場ということで書いてありますが、訂正をお願いをしたいと思います。会見町総合福祉センターの方で行いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

坂本会長 次回は3月4日、会見町総合福祉センターで午前9時から午前中の12時までの予定で開催するというので、時間はこれでああか、これだけで。盛りだくさんのを今度はやらないけんだけ。今度が山場みたいな感じだな。もうちょっとお願いしといたがええでないかや。(発言する者あり) どんな。

奥山室長 そういたしますと、昼食はこちらの方で準備させていただきまして、1日かかるか、その辺はちょっと定かではございませんが、1日のスケジュールで御出席いただきますよう、よろしく願いいたします。

坂本会長 ただいま提案した事項だけ見ても、本当に重要案件で、しかも盛りだくさんあるわけございまして、時間はしっかり確保して、慎重に御審議をいただいて決定していくということで、一応午後からの時間も予定だけはしておいて、確保しておいていただきたいというふうに思うわけです。

奥山室長 失礼しました。ちょっと午後からは清掃施設の3町の議会がございまして、先ほどの件はちょっと取り消しさせていただきたい思います。

坂本会長 そげか。

奥山室長 そうですね。3時から全員協議会ということになっておりますので、それまでに審議が終わりますればありがたいというふうに思っております。

坂本会長 3町の清掃施設組合の議会が3時から予定されておるようでして、2時ごろには済まにやいけませんね。そういうどうもスケジュールもあるようでございますけども、精力的にやっていただいて、時間内に何とかまとめていただきたいというふうに思います。一応2時ごろまでは予定しておいてやってください。

事務局の方、まだあるか。

事務局の方からは予定しているものはないようでございますけれども。下に報告事項ってあが、これも説明されるか。されますか。

奥山室長 時間がいただければ。

坂本会長 そういたしますと、6番の報告事項に移りたいと思います。

1番から8番まであるようでございますが、事務局の方から一括して、一つ一つは言いませんので、一括してよろしく願いします。

奥山室長 事務局から、報告事項につきまして1番から8番まで一括して御説明をさせていただきます。

まず、1番目の西伯町・会見町合併協議会事務局規程でございます。皆さん方のお手元にお配りしておりますので、ページはつけておりませんので、順番に説明をさせていただきますと思います。

この事務局規程でございますが、事務局の役割ということで必要な事項を定めるものがございます。それぞれ職員等の職務等を書いておりますので、ごらんいただきたいと思っております。平成15年の1月14日から施行するものがございます。

続きまして、西伯町・会見町合併協議会幹事会の設置規程につきまして説明をさせていただきます。これにつきましては、西伯町・会見町合併協議会の会長の、第2条にございますが、指示によりまして、協議会に提案いたします事項につきまして協議または調整をするものがございます。

メンバーにつきましては、はぐっていただきまして、別表をごらんいただきますようお願いしますが、西伯町、会見町の両町の助役、総務課長、企画担当課長で構成するものがございます。第1回の幹事会を1月30日に開催いたしまして、幹事長、副幹事長を決定いたしております。幹事長につきましては、会見町の野間田助役、副幹事長につきましては西伯町の加藤助役に決定いたしております。ということでございます。

ちなみに、原則として毎週月曜日に幹事会を開催いたしまして、もろもろの審議をするように確認をいたしておるところでございます。

続きまして、専門部会の設置要領ということで御説明をさせていただきます。第2条に、専門部会は幹事長の指示によりまして協議会に提案する事項について専門的に調査をし、協議会案を作成するものとするということでございまして、専門部会につきましては、はぐっていただきまして追加資料の方をごらんいただきたいと思っておりますが、6つの分科会に分けさせていただいております。総務、企画部会、それから住民、福祉部会、産業経済部会、建設、水道部会、教育部会、議会事務局部会と6つの専門部会に分けさせていただいております。幹事会の方で決定していただいたところでございます。ということで、以下専門部会の設置等々につきまして掲げております。

次に、分科会の設置要領ということでありまして、これは課長及び担当者のレベルで行うものございまして、第2条の専門部会長の指示を受けまして、協議会に提案いたします事柄について協議または調整するというところでございます。分科会につきましては追加

資料のとおりでございますが、分科会の名前等につきましては若干の調整が進行中でありまして、とりあえず現段階で掲げさせていただいておるところでございます。

それから、次にまちづくり委員会の設置要領ということでございますが、これにつきましては省略をさせていただきたいと思っております。

はぐっていただきまして、西伯町・会見町合併協議会の財務規程でございます。これにつきましては、協議会の経費につきましては公金の取り扱いになるものでございまして、予算、出納、財務等に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算、出納につきましてそれぞれ決めておるところでございます。第7条におきまして協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する町、西伯町の例によりましてこれを行うものとするものでございます。

決算等につきましては、第8条でございますが、先ほど委嘱を決定いただきました監査委員さんの監査に付した後に協議会で認定をしていただくというようなことでございます。

続きまして、合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程ということでございますが、第2条の報酬の額につきましては5,400円ということでございまして、常勤の職員については、これは支給をしないということでございます。

3条の費用弁償でございますが、これにつきましては費用弁償ということで、旅費でございます。この旅費に関する内容につきましては、西伯町職員の一般職の旅費に関する条例に基づきましてこれを適用させていただいておりまして、低い方の旅費、日当でさせていただいております。2,200円ということで御確認をいただきたいというふうに思います。

それから、次に西伯町・会見町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程でございますが、これにつきましては公務災害の補償等につきまして必要な事項を定めるということでございまして、2条でございますが、協議会の活動中または協議会会議等への出席のため旅行中に生じた災害に対する補償等につきましては、会長の属する町の議会の議員、その他非常勤の職員の例によるものでございます。ただし、常勤の職員については除外をするということで、それぞれの身分に基づきましてそれぞれの団体が公務災害の補償等を行うものでございます。

この中で、先ほどのまちづくり委員さんにつきましてはこの規程は該当しない、適用しないというふうに思っておるところでございますが、何かイベント等がございましたときには何らかの方法で検討は必要であろうというふうに思っております。例えば1日保険と

というようなことも必要であろうかと思っておるところでございます。以上でございます。

坂本会長 では、報告事項を終えたいと思いますが、特にございませんでしょうか。ありますか。

森岡委員さん。

森岡委員 今回のこの提案事項の中身()、先ほど3月の4日の日程で、午前中で消化をできないのではないかとということも含めまして、これは全部3月の4日に決定を考えておられるのか。また、すり合わせ等あって3月の4日にできないものも多少出てくるのではないかとというふうに考えますが、その点については何が何でも3月の4日に決定していただきたいということなのか、そういう調整が要るものについては日にちを延ばして調整をしながら決定をしていくということなのか、そこら辺。

坂本会長 後者の方でいきたいと思っております。何が何でもというようなことは考えておりませんが、私の方から申し上げましたように、両町は議会の改選を控えておりまして、当協議会としての方針というものは明らかにすべきではないかと思っておりますので、できますれば4月になってからということよりも、3月の協議会において議会の方針については定めて、皆様方に明らかにしておきたいというのが会長としての見解でございます。だけど、できんもんを無理やりにとは思っておりませんので、合意を得ながら進めたいというように思っています。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、29ページをお開きいただきまして、これが一つ、どうも提案事項の中で落ちておったようございまして、その他、両町をひとつにした取り組みについて、事務局の方からこの件について追加して説明をお願いしたいと思っております。

奥山室長 事務局から説明をいたします。協議事項ということではなくして、その他ということで掲げさせていただきまして、決定とかそういうことじゃなくして、一つの方向ということで御確認をいただければというふうに思うところでございます。

両町をひとつにした取り組みにつきまして、今後両町の合併に向けまして交流促進を図ることを目的に、次の取り組みを行うものとするということでございます。1つ、行事、イベント等を両町の広報媒体により周知をさせていただきたいというふうに思いまして、具体的な方法といたしましては防災無線、広報紙等々を利用していただければと思うところ

でございます。2番目、各種行事、イベント等の企画とか開催等につきましては、両町のエリアを視野において検討していただければというふうに思います。3番目に、各団体に、「級」を削っていただきたいと思いますが、各団体及び組織等の連絡会議、交流会などの開催というようなことございまして、例えば学校単位とかPTAとか、そういうようなところで取り組みをしていただければというふうに思います。4番目に、既設団体等の積極的交流ということございまして、例えば消防団におきましてはそれぞれ定期的に交流をしていただいておりますので、そのようなところを進めていただければと思うところでございます。5番目といたしまして、その他必要な事項ということございまして、具体的に人事交流とか、公共施設の両町への開放とか、そういうようなこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 これはこういうことを考えておりますということですね。

奥山室長 検討していただければというふうに思います。

坂本会長 協議会で。

奥山室長 いや、両町で。

坂本会長 両町でね。両町でこういうことを念頭に置いて、合併前にさまざまな取り組みを進めていくということを事務局としては願っておるということになります。よろしゅうございますね。

予定しておりました案件につきましてはすべて終えましたけれども、この際、委員の皆様方で何か御意見などございましたらお願いいたしたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、閉会にいたしたいと思います。

閉会のごあいさつを三鴨副会長の方からお願いをいたしたいと思います。

三鴨副会長 じゃあ、皆さん、どうもきょうは早朝から慎重審議をしていただきましてありがとうございました。おかげさまでいい姿でスムーズに会議を終わらせていただくことができました。ありがとうございます。

きょうの新聞あるいは最近の部分で、会見町のこの合併問題で米子合併ということで強く訴えておられる町民の皆さんがございました。皆さん方に大変御迷惑、御心配をおかけしておりますけれども、私はあくまでもこの2町合併、体を張っていきたいという思いであります。

ちょっと私どもの米子合併の方々の書面と、それから、それに対する私の考えというも

のを昨年の12月末に全戸に市町村合併特集号というのを出してあります。それから、きょうもここに山陰中央新報さん、お見えになっていますが、大変私としては、けさの新聞、何かあおって、こういう言葉が悪いかもしれませんが、おもしろおかしくじゃないでしょうけど、何か西伯がいいのか米子がいいのか、大々的な文面を書いていただきまして、ちょっと恐ろしいような思いもしておりますが、この間、米子を合併対象として希望した理由という格好で会見町民の6名の代表世話人の方が出ておられます。この中で、特に合併した場合、1人当たりの借金というものが会見町は米子市と比べて高いという計数的なものも出しておられますけど、本当にこの一般財政だけで比較していいのかな。多分鳥取県市町村要覧というのを出しておられるわけですが、私は余りこの数字について、こういう町長職という立場で言うてはいけない部分だろうと思いますけども、今のこの財政の中で市が一般会計からいろんな水道あるいは上下水道、宅地等の部分に繰入金として相当大きな資金が出されておりますし、それから、この地方公営企業決算帳簿というのを見ましても、かなり実質的な赤字、宅地造成等の赤字も出ておるといことで、余りこういった数字じゃなくして、合併というものは、私は町民も幸せで、どういうまちづくりがいいのかということとを本来議論すべきであって、それぞれが借金をした理由というものは、一つの将来に向けての財産づくりで借金をしとる部分もございまして、今、国が合併へというのは、会見町のように4,000人規模のものを少なくとも1万人の人口以上になれば10年間地方交付税も今までどおりやると、それから合併特例債、これは借金になるわけですけど、これもあめ玉をやると。10年ないし15年間かけてもう一度まちづくりをきちんと見直せということをおっしゃいますんで、私としては企業のように採算、合理性ばかりを追求するのではなくして、子供、お年寄り、障害者等、こういった弱者をどうやって温かく守っていくかという大きな使命もありましょうし、それから市町村、県、国の役割ちゅうもの、また、都市、中山間、山村の機能というものもあるかと思っておりますんで、今政治、経済、こういった面が不透明な、混迷する中で、片山知事も言うておられるように、一つの歴史、文化、風土の似通った、そして顔の見える温かみのある質の高いまちを目指して頑張れということをおっしゃいますんで、私も今こういった難しい状況の中で、大きくなればいい、新しくなればいい、安ければいいというものではなくして、お互いが寄り添って、知恵を出し合って、支え合っていいまちを目指した方が今のところはいいではないか。将来的には今の財政状況等を見れば、多分大きくなって枠組みもあるかもしれませんが、

その間に我々の中山間を少しでもいい姿で後世に伝えていきたいというような思いで私はおりますので、ひとつ皆さん方も御理解と御支援のほどをお願いして、いろいろ今後まだまだ会見町の場合はそういった動きがございますので、皆さん方に御迷惑、御心配をおかけしてと思いますけども、何分よろしく御支援のほどお願いしたいと思います。

えらい長くなりましたけども、これで閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(閉会 午前11時42分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員